

(別表) 「広島県働き方改革実践企業」認定基準

大項目	中項目	番号	小項目	条件	
基本項目		1	直近1年間での常用雇用の総実労働時間(1人あたり1か月平均)が190時間以下	必須	
		2	直近1年間での常用雇用の年次有給休暇の平均取得率が30%以上、または同平均取得日数が5日以上	任意	
実現のための仕組み	方針の明確化	3	「働き方改革」に関する方針を明確化している	必須	
		4	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している	必須	
	目標の明確化	5	「働き方改革」推進における具体的な目標がある	必須	
	推進体制	6	「働き方改革」を推進する部署または担当者を設置している	必須	
		7	従業員の意見を把握する制度がある	いずれか	
		8	労働組合または労働者の代表との話し合いの場を設けている	1つ以上	
	制度	9	長時間労働を削減するための制度がある	いずれか 2つ以上 (※)	
		10	休暇の取得を促進するための制度がある		
		11	場所や時間について、多様な働き方を実現するための制度がある		
		12	育児と仕事の両立を支援するための法定を超える独自の制度がある		
		13	介護と仕事の両立を支援するための法定を超える独自の制度がある		
		14	治療と仕事の両立を支援するための制度がある		
		15	女性活躍を推進するための制度がある		
		16	非正規雇用の従業員の処遇改善等を推進するための制度がある		
		17	高齢者の活躍を推進するための制度がある		
		18	障害者の活躍を推進するための制度がある		
		19	若年者の活躍を推進するための制度がある		
		20	上記以外の多様な人材の活躍を推進するための制度がある		
	行動	制度利用促進	21	制度利用促進のための具体的なルール・手続等がある	いずれか 3つ以上
			22	管理職への指導・評価を行っている	
23			従業員個人への指導・評価を行っている		
24			社内慣行・風土を変えるための具体的な取組がある		
25			職場のコミュニケーション円滑化のための取組を行っている		
周知啓発		26	全従業員に対して制度・取組について情報提供を行っている	いずれか 2つ以上	
		27	キャンペーンの実施など「働き方改革」について全社的な啓発を行っている		
		28	管理職に対して「働き方改革」について教育・研修を実施又は受講の機会を与えている		

	29	従業員に対して「働き方改革」について教育・研修を実施又は受講の機会を与えている		
業務改善	30	従業員の労働生産性を向上させるための人材育成の取組がある	いずれか 2つ以上	
	31	業務の可視化・業務プロセスや業務内容の見直しを行っている		
	32	業務分担の見直しや柔軟な人員体制の整備により業務体制の見直しを行っている		
	33	労働時間や休暇取得状況、その他各種制度の利用について実態把握を行っている		
実態把握 ・管理	34	労働時間や休暇取得状況、その他各種制度の利用状況などの実態について経営者層が把握している	いずれか 2つ以上	
	35	労働時間や休暇取得状況、その他各種制度の利用状況などの実態について管理職が把握している		
	36	制度や取組について従業員の意識や評価を把握して改善につなげている		
実績・成果	長時間労働削減	37	次の要件(①・②)を全て満たしている ①直近1年間での週労働時間60時間以上の常用雇用の割合が6.1%以下 ②直近1年間での常用雇用の総実労働時間(1人あたり1か月平均)が170時間以下	いずれか 2つ以上
	休暇取得	38	直近1年間での常用雇用の年次有給休暇の平均取得率が60%以上、または同平均取得日数が10日以上	
	時間・場所 (多様な働き方)	39	場所や時間について、多様な働き方を実現するための制度(上記の認定項目11)を導入しており、かつ、直近3年間にその制度の利用実績がある	
	育児	40	次の要件(①~④)を全て満たしている ①広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度(仕事と介護の両立支援の取組を除く)に登録している ②育児と仕事の両立を支援するための法定を超える独自の制度(上記の認定項目12)を導入しており、かつ、直近3年間にその制度の利用実績がある ③直近3年間に在籍中に出産した女性従業員のうち、育児休業を取得した者の割合が75%以上 ④直近3年間に配偶者が出産した男性従業員のうち、育児休業等(企業独自の休暇制度を含む)を取得した者の割合が13%以上、または直近3年間に配偶者が出産した男性従業員のうち、育児休業を取得した者が1名以上	
	介護	41	次の要件(①~③)を全て満たしている ①広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度(仕事と介護の両立支援の取組)に登録している ②介護と仕事の両立を支援するための法定を超える独自の制度(上記の認定項目13)を導入しており、かつ、直近3年間にその制度の利用実績がある ③直近3年間に介護を理由とした退職者がいない(ただし、介護をしている従業員がいること)	
	治療	42	治療と仕事の両立を支援する制度(上記の認定項目14)を導入しており、かつ、直近3年間にその制度の利用実績がある	
	女性活躍	43	次の要件(①・②)を全て満たしている ①管理職(課長級以上)に占める女性労働者の割合が、厚生	

		労働省が発表している産業ごとの割合の平均以上 ②女性活躍を推進するための制度（上記の認定項目15）を導入しており、かつ、直近3年間にその制度の利用実績がある
非正規雇用	44	非正規雇用の従業員の処遇改善等を推進する制度（上記の認定項目16）を導入しており、かつ、直近3年間にその制度の利用実績がある
高齢者	45	高齢者の活躍を推進する制度（上記の認定項目17）を導入しており、かつ、その制度を活用して65歳以上の高齢者が活躍している
障害者	46	障害者の活躍を推進する制度（上記の認定項目18）を導入しており、かつ、直近3年間にその制度の利用実績がある
若年者	47	次の要件(①・②)を全て満たしている ①直近3年間の正社員として就職した新卒者等のうち同期間に離職した者の割合が20%以下 ②若年者の活躍を推進する制度（上記の認定項目19）を導入しており、かつ、直近3年間にその制度の利用実績がある
他の認定取得・表彰受賞	48	直近3年間に次(①～③)のいずれかの認定取得・表彰受賞している ①別に定める国の認定制度を認定取得している ②別に定める国・県の表彰制度を受賞している ③別に定める県内の市町独自の働き方改革に関する認定を取得している
その他	49	他社の模範となる独自の取組を実施しており、高い実績・成果がある

※ 大項目「実現のための仕組み」の中項目「制度」（認定項目9～20）の条件については、常用雇用者100人以下の企業においては、大項目「実績・成果」の中項目「その他」（認定項目49）に該当するときは、いずれか1つ以上とする。